



2014年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 保険顧客

資産相談業務

実施日◆2014年9月14日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は9月14日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月27日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

- 1．試験問題については，特に指示のない限り，2014年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお，東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は通し番号になっており，《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとします。
- 5．各問について答を1つ選び，その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさん（39歳）は、妻Bさん（35歳）とともに飲食店を経営している。今年40歳を迎えるAさんは、介護保険料の負担が生じることを知り、公的介護保険について教えてほしいと思っている。

また、Aさんは、これまで厚生年金保険に加入したことがなく、将来受け取ることができる公的年金の老齢給付が老齢基礎年金のみであることに漠然とした不安を感じ、老後の年金収入を増やす方法についても知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんに関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんの相談内容 >

- ・公的介護保険の概要について教えてほしい。
- ・老齢基礎年金を60歳から受け取った場合の年金額（概算）を知りたい。
- ・老後の年金収入を増やす方法をアドバイスしてほしい。

< Aさんに関する資料 >

- ・昭和49年12月11日生まれ
- ・20歳から現在に至るまで、国民年金に第1号被保険者として加入し、国民年金保険料を納付している。
- ・60歳になるまで国民年金保険料を納付する予定である。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、公的介護保険の概要について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

公的介護保険の被保険者は、第1号被保険者と第2号被保険者に区分されます。第1号被保険者は市町村または特別区（以下、「市町村」という）の区域内に住所を有する（ ）以上の者で、第2号被保険者は市町村の区域内に住所を有する40歳以上（ ）未満の医療保険加入者です。

Aさんは、第2号被保険者になると、市町村から（ ）要介護状態または要支援状態にある旨の認定を受けた場合に、公的介護保険から保険給付を受けることができます。

介護保険料は、国民健康保険の医療保険料と合算して徴収されます。徴収された介護保険料は、所得税において、（ ）として所得控除の対象となります。

- | | | | |
|----|-----|---------|---------|
| 1) | 60歳 | 特定疾病による | 生命保険料控除 |
| 2) | 60歳 | 原因を問わず | 社会保険料控除 |
| 3) | 65歳 | 特定疾病による | 社会保険料控除 |

《問2》次に、Mさんは、Aさんが60歳0カ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合に受け取ることができる老齢基礎年金の年金額を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんは60歳になるまで国民年金保険料を納付するものとし、老齢基礎年金の年金額は、平成26年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づいて計算するものとする。

- 1) $772,800円 \times (1 - 0.5\% \times 5)$
- 2) $772,800円 \times (1 - 0.5\% \times 60)$
- 3) $772,800円 \times (1 - 0.7\% \times 60)$

《問3》最後に、Mさんは、Aさんの将来の年金収入を増やす方法についてアドバイスした。Mさんの、Aさんに対するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんは、国民年金の定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納付することにより、老齢基礎年金の受給時に付加年金を受給することができます」
- 2) 「Aさんは、国民年金基金に加入することができます。国民年金基金は、確定拠出年金と同様に、将来の年金受取額が自己の指図に基づく運用実績により増減します」
- 3) 「Aさんは、確定拠出年金の個人型年金に加入することができます。個人型年金に拠出することができる掛金の額は、月額10万円までとなっています」

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（40歳）は，専業主婦である妻Bさん（30歳）と長男Cさん（3歳）との3人家族である。Aさんは，現在加入している生命保険の各種特約がもうすぐ更新時期を迎えるため，保障内容を再確認したいと思っている。また，老後の生活資金の準備として，個人年金保険の加入を検討している。

そこで，Aさんは，友人であるDさんから紹介されたファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんが現在加入している生命保険の契約内容は，以下のとおりである。

< Aさんの相談内容 >

- ・現在加入している生命保険の保障内容について再確認したい。
- ・個人年金保険の商品性について教えてほしい。
- ・生命保険の見直し等についてアドバイスしてほしい。

< Aさんが現在加入している生命保険の契約内容 >

保険の種類 : 定期保険特約付終身保険
契約年月日 : 平成16年12月1日
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん

主契約および付加されている特約の内容	保障金額	払込・保険期間
終身保険	100万円	65歳・終身
定期保険特約	2,600万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
傷害特約	500万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
疾病入院特約	1日目から日額5,000円	10年
災害入院特約	1日目から日額5,000円	10年
リビング・ニーズ特約		

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問4》はじめに、Mさんは、Aさんが現在加入している生命保険の保障内容について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄～に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

）仮に、Aさんが、がん、急性心筋梗塞、()により所定の状態となった場合、特定疾病保障定期保険特約から特定疾病保険金を受け取ることができます。

）仮に、Aさんが余命()以内と判断された場合、リビング・ニーズ特約により、対象となる死亡保険金額の範囲内で特約に基づく保険金を生前に受け取ることができます。

）仮に、現時点でAさんが不慮の事故により亡くなった場合、妻Bさんが受け取ることができる死亡保険金の額は、()となります。

- | | | | |
|----|-----|------|---------|
| 1) | 脳卒中 | 6カ月 | 4,000万円 |
| 2) | 脳卒中 | 12カ月 | 3,700万円 |
| 3) | 糖尿病 | 6カ月 | 3,200万円 |

《問5》次に、Mさんは、個人年金保険の一般的な商品性について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「定額個人年金保険の契約時に選択した年金の種類や受取方法は、被保険者の死亡などのやむを得ない事情がある場合を除き、変更することはできません」
- 2) 「変額個人年金保険は、払い込んだ保険料が特別勘定で運用され、その運用実績によって将来受け取ることができる年金額が変動します」
- 3) 「個人年金保険料税制適格特約が付加されている個人年金保険に医療保険特約を付加した場合、主契約の保険料だけでなく、その特約部分の保険料も、個人年金保険料に係る生命保険料控除（個人年金保険料控除）の対象となります」

《問6》最後に、Mさんは、生命保険の見直し等についてアドバイスした。Mさんの、Aさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「私はDさんが現在加入している生命保険の保険証券の写しを預かっています。AさんはDさんの幼なじみと伺っておりますので、Dさんの保険証券の写しを差し上げます。生命保険の見直しを検討する際の参考としてご活用ください」
- 2) 「Aさんが現在加入している生命保険の各種特約を同一の保障内容で更新した場合、更新後の保険料は更新前よりも高くなります。これを機に、Aさんの必要保障額を改めて試算し、支出可能な保険料の範囲内で保障内容の見直しを検討してはいかがでしょうか」
- 3) 「長男Cさんの将来の教育資金を準備するための保険として、学資（こども）保険があります。この保険は、契約者が保険料払込期間中に死亡した場合、一般に、以後の保険料の払込みは免除され、学資祝金や満期祝金は契約どおり受け取ることができます」

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（65歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長である。Aさんは、後継者に予定している長男Bさん（40歳）への事業の承継に目途がついたため、25年間務めた代表取締役社長の座を今期で退くことを決意している。

Aさんは、長男Bさんが将来受け取る退職金の原資を確保する道筋をつけておきたいと考えていたところ、生命保険会社の担当者から長男Bさんを被保険者とする生命保険の提案を受け、加入するかどうかを悩んでいる。また、Aさんは、社長交代を機に、従業員の福利厚生をさらに充実させたいと考えている。

そこで、Aさんは、知り合いであるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんが提案を受けている生命保険の内容は、以下のとおりである。

< Aさんの相談内容 >

- ・退職金に関する課税関係について教えてほしい。
- ・提案を受けている生命保険の保険料を支払った場合のX社の経理処理（仕訳）について教えてほしい。
- ・従業員の福利厚生を図るための生命保険の活用について説明してほしい。

< Aさんが提案を受けている生命保険の内容 >

保険の種類	長期平準定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	長男Bさん
死亡保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	98歳満了
死亡保険金額	1億円
年払保険料	240万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に，X社がAさんに役員退職慰労金8,000万円を支給した場合，Aさんが受け取る役員退職慰労金の課税関係に関する次の記述のうち，最も適切なものはどれか。

- 1) 退職所得の金額の計算において，退職所得控除額はAさんの役員在任期間に応じて算出されるが，800万円が上限となる。
- 2) 退職所得の金額は，役員退職慰労金の額から退職所得控除額を控除した残額に2分の1を乗じて算出される。
- 3) 仮に，Aさんが受け取る役員退職慰労金の額が不相当に高額と認定された場合，不相当に高額と認められた部分の金額は退職所得の対象とならず，雑所得として所得税が課税される。

《問8》 Mさんは，Aさんが提案を受けている生命保険の支払保険料の経理処理について説明した。Aさんが提案を受けている生命保険に加入した場合の第1回保険料支払時におけるX社の経理処理（仕訳）として，次のうち最も適切なものはどれか。

1)

借 方		貸 方	
定期保険料	96万円	現金・預金	240万円
前払保険料	144万円		

2)

借 方		貸 方	
定期保険料	120万円	現金・預金	240万円
前払保険料	120万円		

3)

借 方		貸 方	
定期保険料	240万円	現金・預金	240万円

《問9》 Mさんは、養老保険を活用した福利厚生プランについて説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

養老保険を活用してX社の福利厚生の実を充実させることができます。これは福利厚生プランやハーフタックスプランなどと呼ばれています。

具体的には、契約者(=保険料負担者)をX社とし、満期保険金受取人を(), 死亡保険金受取人を()とすることにより、支払保険料の()の金額を福利厚生費として損金に算入することができます。

ただし、この経理処理が認められるためには、被保険者について普遍的加入の要件を満たす必要があります。

- | | | | |
|----|------|---------|------|
| 1) | X社 | 被保険者の遺族 | 2分の1 |
| 2) | 被保険者 | X社 | 2分の1 |
| 3) | X社 | X社 | 3分の1 |

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんとの4人家族である。Aさんは、住宅ローンを利用して平成26年6月に新築の戸建住宅を取得し、同月中に入居した。また、Aさんは、平成26年4月に、加入していた一時払変額個人年金保険の解約返戻金を受け取った。

なお、Aさんは、老後の生活資金を準備するため、確定拠出年金の個人型年金に加入し、掛金を支払っている。

Aさんの平成26年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

Aさん（42歳）： 会社員
妻Bさん（40歳）： 平成26年中に、パートにより給与収入120万円を得ている。
長男Cさん（17歳）： 高校生。平成26年中の収入はない。
長女Dさん（15歳）： 中学生。平成26年中の収入はない。

< Aさんの平成26年分の給与所得の金額に関する資料 >

給与所得の金額： 875万円

< Aさんが平成26年4月に解約した一時払変額個人年金保険に関する資料 >

保険の種類： 一時払変額個人年金保険
契約年月日： 平成15年8月1日
契約者（＝保険料負担者）： Aさん
解約返戻金額： 600万円
正味払込保険料： 500万円

< Aさんが利用した住宅ローンに関する資料 >

借入年月日： 平成26年6月1日
平成26年12月末の借入金残高： 3,800万円

住宅借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしているものとする。

< Aさんが平成26年中に支払った確定拠出年金の個人型年金の掛金に関する資料 >

掛金総額： 12万円

妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
家族の年齢は、いずれも平成26年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの平成26年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- | |
|--|
|) Aさんが支払った確定拠出年金の個人型年金の掛金は、全額が()の対象となる。 |
|) 妻Bさんの給与収入は120万円であるため、Aさんは、妻Bさんに係る()の適用を受けることができる。 |
|) Aさんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、()である。 |

- | | | | |
|----|--------------|---------|------|
| 1) | 小規模企業共済等掛金控除 | 配偶者特別控除 | 38万円 |
| 2) | 小規模企業共済等掛金控除 | 配偶者控除 | 63万円 |
| 3) | 社会保険料控除 | 配偶者特別控除 | 76万円 |

《問11》 Aさんの平成26年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 875万円
- 2) 900万円
- 3) 925万円

《問12》 Aさんに係る所得税における住宅借入金等特別控除（以下、「本控除」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) Aさんは、必要な書類を勤務先に提出することにより、平成26年分の所得税において、年末調整により本控除の適用を受けることができる。
- 2) Aさんが本控除の適用を受けることができる期間は、Aさんが新築の戸建住宅を自己の居住の用に供した年から最長で15年間である。
- 3) Aさんが本控除の適用を受けた場合の各年分の控除額の計算上、住宅借入金の年末残高等に乗じる控除率は、1.0%である。

【第5問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（75歳）は，妻Bさん（68歳），長男Cさん（40歳）および二男Dさん（38歳）との4人家族である。長男Cさんと二男Dさんは折り合いが悪いため，Aさんは，自身が死亡した後の相続で家族どうしが揉めてしまうのではないかと心配している。そこで，Aさんは，争いを防ぐために遺言書の作成を検討している。

Aさんの親族関係図およびAさんが現在加入している生命保険の契約内容は，以下のとおりである。

< Aさんの親族関係図 >



< Aさんが現在加入している生命保険の契約内容 >

保険の種類	: 終身保険
契約者（＝保険料負担者）・被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人（受取割合）	: 長男Cさん（50%），二男Dさん（50%）
死亡保険金額	: 5,000万円

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問13》 遺言に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

公正証書遺言は、証人（ ）以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がこれを筆記して作成するものであり、その作成には遺言の目的となる財産の価額に応じた手数料がかかる。

他方、自筆証書遺言は、遺言者がその遺言の全文、日付および氏名を自書し、これに押印して作成するものであり、相続開始後に家庭裁判所による検認が（ ）である。

いずれの方式により遺言を作成する場合でも、民法上、一定の範囲内の相続人に留保されなければならないとされる相続財産の一定割合である（ ）について配慮することが、相続人間の争いを防ぐためには望ましいといえる。

- 1) 2人 必要 遺留分
- 2) 3人 不要 寄与分
- 3) 2人 不要 法定相続分

《問14》 仮に、Aさんの相続が現時点（平成26年9月14日）で開始した場合、長男Cさんが受け取る死亡保険金のうち、長男Cさんの相続税の課税価格に算入される金額（非課税金額控除後の金額）は、次のうちどれか。

- 1) 1,000万円
- 2) 1,750万円
- 3) 2,000万円

《問15》 仮に、Aさんの相続が現時点（平成26年9月14日）で開始し、Aさんの相続に係る課税遺産総額（「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」）が3億6,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 4,000万円
- 2) 9,300万円
- 3) 9,500万円

<相続税の速算表（一部抜粋）>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	~ 1,000	10%	-
1,000	~ 3,000	15%	50万円
3,000	~ 5,000	20%	200万円
5,000	~ 10,000	30%	700万円
10,000	~ 30,000	40%	1,700万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

2014年度9月実施 ファイナンシャル・プランニング技能検定

《模範解答》

・ 3級 実技試験 保険顧客資産相談業務 (2014年9月14日実施)

配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

合格発表は、10月27日の予定です。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会
検定センター

合格基準 50点満点で30点以上

【第1問】

番号	問1	問2	問3
正解	3	2	1
配点	3	3	4

【第2問】

番号	問4	問5	問6
正解	1	2	1
配点	4	3	3

【第3問】

番号	問7	問8	問9
正解	2	2	1
配点	3	3	4

【第4問】

番号	問10	問11	問12
正解	1	2	3
配点	3	4	3

【第5問】

番号	問13	問14	問15
正解	1	2	3
配点	3	3	4